

「堰からの取水量の取決め」

(2023. 9)

宝永四年（1707）年七月 金目川用水争論和談につき十七堰
水分取り決め証文

「相模国大住郡 金目川用水論和談取替証文写

名主
太郎右衛門」

扱和談取替申証文之事

相模国大住郡金目川通用水争論罷成、此度御評定所江御訴訟仕、為御検使 林甚五右衛門
様手代吉田権蔵殿・細田伊左衛門様手代戸倉萩右衛門殿被仰付、御見分之上委細御詮議被成
候、然所、廣川村庄左衛門・兵右衛門、寺田縄村次郎左衛門、片岡村八郎右衛門、長持村久
左衛門右之出入申下、取扱水引わけ相極候様ハ、弥右衛門堀築留之所取払、鈴川江落捨り水之
分大畑・矢崎・西海地・片岡・寺田縄此村之用水之足り合ニ仕、ア堰壺ヶ所ニ而壺升水と相定、
用水わけ之儀者

ア、「堰壺ヶ所ニ而壺升水と相定、用水わけ之儀者」

■ 金目川からの取水は、1ヶ所の堰の取水量を1升分と定め、各堰から取水する水量を
取り決めました。

□ この時点で取り交わされた証文に記載されたのは17ヶ所の堰でした。

一 和田堤・青柳堤	壺ヶ所
此用水掛拾三町四反余	南金目村
	北金目村
此分水	壺合引之
	九合川下江可

■ 一 和田堤・青柳堤 壺ヶ所 (和田堤・青柳堤に1ヶ所の堰)

此用水掛拾三町四反余 南金目村
北金目村
此分水 壺合引之 (この堰からの取水は一升分から一合分を引き
九合川下江可流す 9合分を下流へ流すべき)

□ 和田堤・青柳堤の記述を例示しました。

記載された 17 の堰の内 金田地区に関する堰、堰と分水量と利用面積を記します。

一	寺田縄堤	壺ヶ所
	此用水掛三拾六町七反余	寺田縄村 飯嶋村
	此分水 壺合引之 九合川下江可流	

- 一 寺田縄堤 壺ヶ所 (寺田縄堤 1ヶ所の堰)

此用水掛三拾六町七反余 寺田縄村 (寺田縄村と飯嶋村双方で用水を利用する。
飯嶋村 面積は2村合せて36町7反余である)

此分水 壺合引之 (この堰からの取水は一升分から一合分を引き
九合川下江可流す 9合分を下流へ流すべき)
- 一 飯嶋堰 壺ヶ所 (飯嶋堤 1ヶ所の堰)

此用水掛貳拾町貳反余 飯嶋村 (飯嶋村と寺田縄村双方で用水を利用する。
寺田縄村 面積は2村合せて20町2反余である)

此分水 壺合引之 (この堰からの取水は一升分から一合分を引き
九合川下江可流す 9合分を下流へ流すべき)
- 一 寺田縄堰 壺ヶ所

此用水掛三拾町三反余 寺田縄村 (寺田縄村と飯嶋村双方で用水を利用する。
飯嶋村 面積は2村合せて30町3反余である)

此分水 壺合引之 (この堰からの取水は一升分から一合分を引き
九合川下江可流す 9合分を下流へ流すべき)
- 一 九ヶ郷堰 壺ヶ所

此用水掛百拾八町五反余 入野村 長持村 広川村 公所村 入部村 根坂間村
河内村 久松村 友牛村 松延村 徳延村

此分水 七合引之 (この堰からの取水は一升分から7合分を引き
三合川下江可流す 3合分を下流へ流すべき)

- 一 入野本堰 壱ヶ所
 此用水掛貳拾町六反余 入野村（入野村と寺田縄村双方で用水を利用する。
 寺田縄村 面積は2村合せて20町6反余である）
 此分水 四合五勺引之（この堰からの取水は一升分から4合5勺分を引き
 五合五勺川下江可流す 5合5勺分を下流へ流すべき）

- 一 入野下新堰 壱ヶ所
 此用水掛拾五町八反余 入野村（入野村が用水を利用する）
 此分水 六合五勺引之（この堰からの取水は一升分から6合5勺分を引き
 三合五勺川下江可流す 3合5勺分を下流へ流すべき）

- 一 長持堰 三ヶ所
 此用水掛九町八反余 長持村（長持村が用水を利用する）
 此分水3合5勺（この堰からの取水は一升分から3合5勺分を引く）

右之通双方村々百姓和談仕相濟、証文取替候上ハ少茂申分無御座候、書面之通り、向後永々用水わけ可申候、為後日仍而如件

平岡三郎右衛門御代官所山下村
 宝永四年亥七月 名主 五 兵 衛

以後は、関連する村落の名主38名が連署しています。

「金目川堰関係のうち、17堰を対象とした水分の取り決め。現存する同種の文書ではこれが最もくわしい」（平塚市史4 p215）

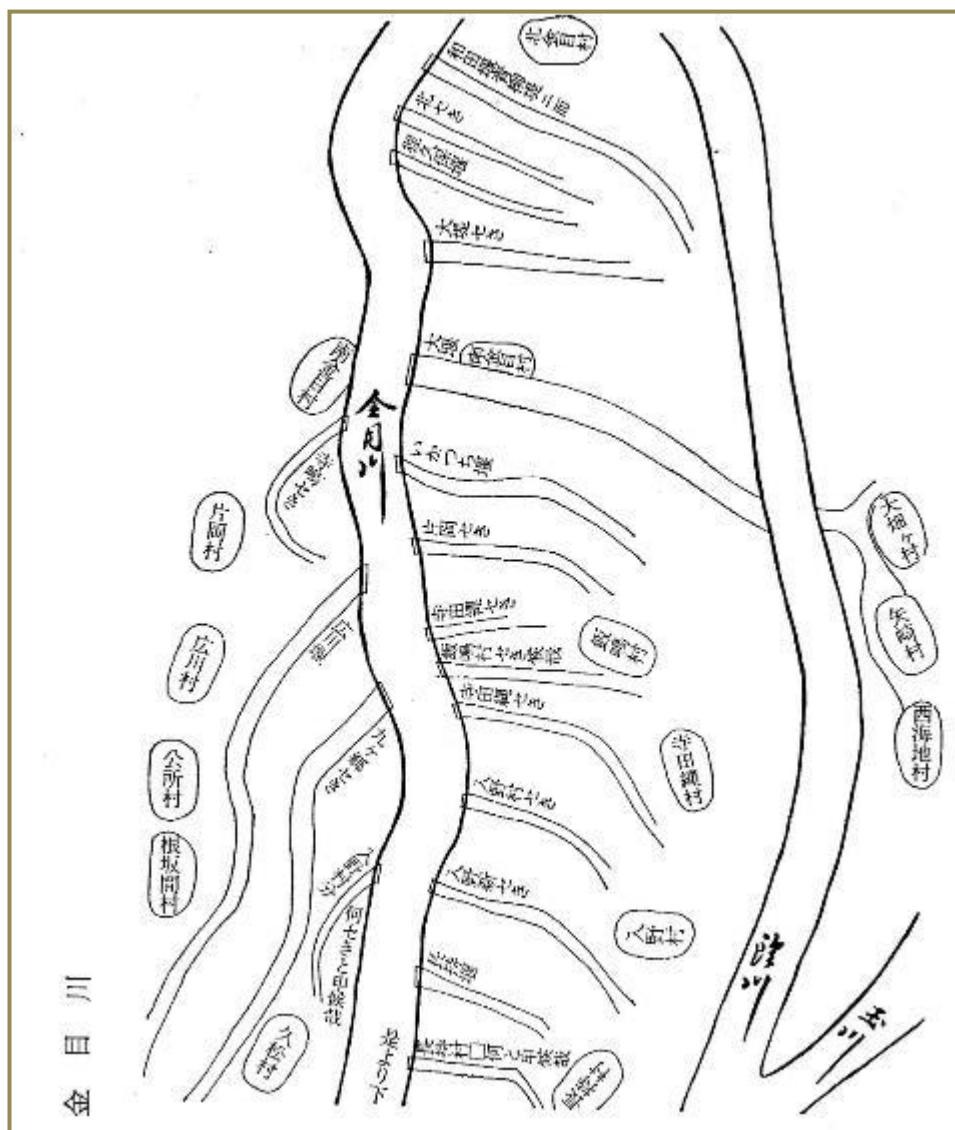
- 金田地区に属する堰は、上記■印の 寺田縄堰、飯嶋堰、寺田縄堰、九ヶ郷堰、入野本堰、入野下新堰、長持堰の7ヶ所が記されています。

□ 江戸時代の取水堰図

図によると、金田地区の上流にあたる金目地区には、和田堰・青柳堤から片岡せきまで、金目川の左岸地域の七ヶ所のせき・堰。右岸に二ヶ所のせきがありました。

金田地区には、金目川の左岸地域に、寺田縄せき、飯島村せき、寺田縄せき、入野村せき、入野新せき、長持堰、長持村口何と申し候哉の七ヶ所のせき・堰。右岸には九ヶ郷せき、入野村分何と申し候哉の二ヶ所のせきが記されています。合計九ヶ所ありました。

(平塚市史4 p231)



この図面の作成年は享保6（1721）以降とされています。金田地区に関する堰は、宝永4（1707）の7ヶ所に加えて「長持村口何と申し候哉」、「入野村分何せきと申し候哉」が加えられています。

初めの取決め以降、14年が経過し、「何と申し候哉」と記された2ヶ所が新設された堰と思われる。水田地帯を潤す金目川の多様な堰、金目川の重要度が分かります。